

貨物自動車運送事業法第24条の3及び貨物自動車運送事業規則第2条の8に基づき、当社の「輸送の安全」に係る事項を下記の通り公表する。

平成30年6月30日

濃飛西濃運輸株式会社

- 輸送の安全に関する基本的な方針・目標及びその達成状況（平成29年度4月～3月現在）
  - ① 安全方針  
我々、貨物自動車運送事業は、公共の道路を利用し、公共性の高い事業を行っている。従って、コンプライアンスに徹し、乗務中は交通マナーの遵守と防衛運転を心がけ、社会から好感を持たれると同時に、安全最優先を原則に、「ヒューマンエラー」による事故の根絶を図り、明るく希望の持てる企業安全風土作りを目指します。
  - ② 目標  
事業所単位（年間）  
店所目標『事故発生件数0件』を目標とする。
  - ③ 達成状況 25事業所中8事業所が目標達成。
- 事故に関する統計（自動車事故報告規則に規定する事故）
  - \* 平成29年度（3件） ※事故の実態（3件）
- 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとした措置
  - ① 事故ゼロ運動「カンガルー運動」の展開
  - ② 運輸安全マネジメントへの取り組み  
事業所単位で、「運輸安全マネジメント実施計画書」を策定し安全活動を実施
  - ③ 事業所単位で、「年間安全指導計画」に基づいた月々の取り組み
  - ④ 社内外の専門講師による、安全講習会の実施
  - ⑤ 日々の「安全運転の誓い受講シート」へのサインの実施
  - ⑥ デジタコ、ドラレコデータ活用による安全管理と指導強化
  - ⑦ 健康管理（乗務の可否を判断する取組強化）の実施
  - ⑧ 安全風土意識向上の一環として、ドライバーコンテストへの参加
  - ⑨ 安全インストラクター制度の導入による「運転の基本」の指導「安全知識」の教育
  - ⑩ 地区別安全風土構築委員会の設置と委員会の定期開催
- 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
  - ※事故発生に対しては、社内所定の報告書により本社統括部門に連絡、その情報については電子帳票にて各事業所に情報として配信、安全教育教材として活用。
  - ※組織体制は、安全管理規程内に記載
- 輸送の安全に関する教育および研修計画
  - ① 年間安全指導計画による教育の実施
  - ② 新入社員安全基礎初任研修会
  - ③ 中堅乗務社員研修会
  - ④ 事故再発防止研修会
  - ⑤ 安全インストラクターによる、各種研修会
- 輸送の安全に係る内部監査の結果と、それに基づき講じた措置と講じようとする措置内容  
平成29年度（平成30年度3月末現在）
  - ① 内部監査の実施状況 ※対象事業所 25
  - ② 結果に対する措置 ※是正処置要求書発行対象事業所 16
- 安全統括管理者  
常務取締役 坂 康教
- [安全管理規程](#)